

理事の職務権限規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下「本学会」という。）の定款第 22 条に基づき、本学会の理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び執行理事たる常任理事をいう。

(法令等の順守)

第 3 条 理事は、法令、定款及び本学会が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本学会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第 2 章 理事の職務権限

(理 事)

第 4 条 理事は、本学会の会員へのサービス向上および本学会活動の発展を目的としてその職務権限を執行するとともに、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本学会の業務の執行の決定に参画する。

(会長)

第 5 条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本学会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会および幹部会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (4) 事務局長および事務局職員の任免をする。
- (5) 本学会活動委員および名誉会員に対して委嘱をする。

(副会長)

第 6 条 常任理事の中から、理事会において副会長を選出する。

2. 副会長の職務権限は、「別表に掲げるもののほか」、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本学会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。

(常任理事)

第7条 常任理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、本学会の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事)

第8条 会長または常任理事以外の理事は、別表の常任理事の職務のどれかの副担当として就任し、担当の職務に関して、担当常任理事を補佐し、また不在の場合のその代行する。

(代行順序の決定)

第9条 前第6条2項、前第7条2号および前条に規定する代行の順序については、毎事業年度理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会での決議により行う。

附 則

この規程は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。

別紙 理事の職務権限

	決裁事項	決裁権者	担当責任者
1	事業報告及び計画案の作成に関すること	会長	総務担当常任理事
2	決算及び予算の案の作成に関すること	会長	財務担当常任理事
3	規定・内規類の立案に関すること	会長	各業務および事業担当常任理事
4	事務局の職員（事務局長含む）の任用および人事及び給与制度の立案に関すること	会長	総務担当常任理事
5	役員および事務局職員・の国外出張に関すること	会長	総務担当常任理事
6	片道100kmを超える役員および事務局長国内出張に関すること	会長	総務担当常任理事
7	外部との契約の締結関連	会長	総務担当常任理事
8	外部に対する文書発簡に関すること	会長	総務担当常任理事
9	渉外に関すること	会長	総務担当常任理事
10	基金・特定資産・固定資産に関すること	会長	財務担当常任理事
11	会誌事業に関する事項	会長	会誌発行事業担当常任理事
12	学術講演事業に関する事項	会長	大会事業担当常任理事
13	展示事業に関する事項	会長	展示事業担当常任理事
14	教育事業に関する事項	会長	教育事業担当常任理事
15	技術委員会・研究会活動に関する事項	会長	技術調査事業担当常任理事
16	国際事業に関する事項	会長	国際事業担当常任理事
17	表彰事業に関する事項	会長	表彰事業担当常任理事
18	支部事業に関する事項	会長	支部事業担当常任理事
19	その他事務局業務に関わる重要な事項	会長	総務担当常任理事
20	会員増強・会費等に関わる重要な事項	会長	総務担当常任理事
21	これ以外の重要な事項	会長	総務担当常任理事
22	支出・支払に関する事項	注1	事務局長

注1：別に定める「物品購入・費用請求の決裁基準の規程」による